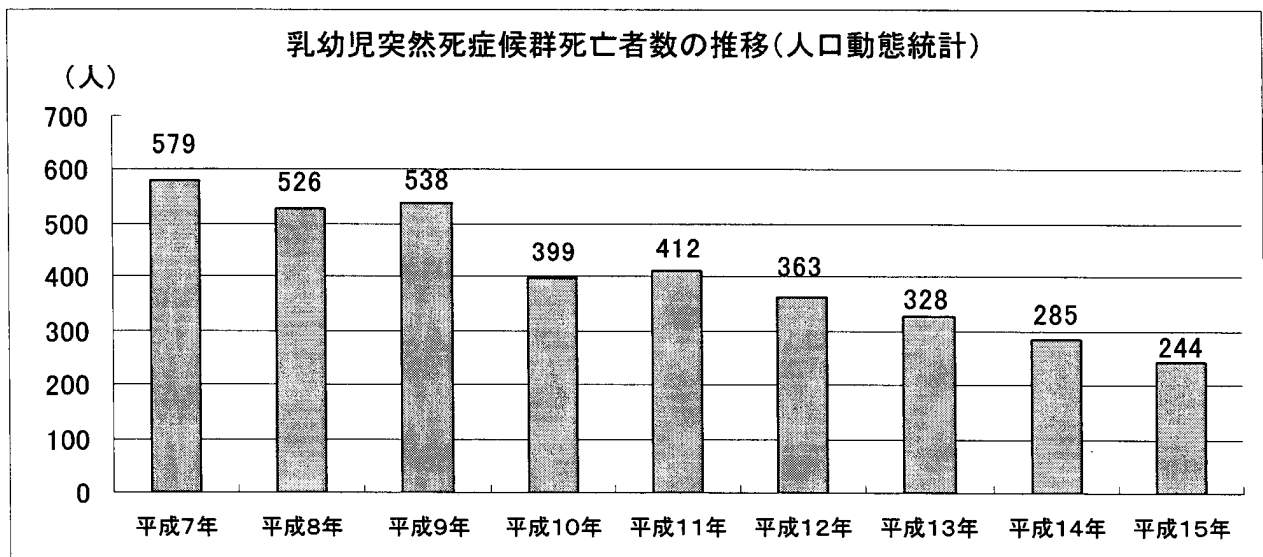


## 平成16年度乳幼児突然死症候群（SIDS）対策強化月間について

### 1 SIDSとは

- ・ 乳幼児突然死症候群（SIDS：Sudden Infant Death Syndrome）とは、何の予兆や既往歴もないまま乳幼児に死をもたらす病気です。
- ・ 平成15年においては、244人の赤ちゃんが、この病気で亡くなっています。なお、その約9割が1歳未満の乳児期に亡くなっており、乳児期の死亡原因としては第3位となっています。
- ・ その発生原因は、明らかになっていませんが、疾患の発症に関連のある因子についての研究の結果、以下の2に示すようないくつかのことを積極的に実行することにより、この病気による死亡率が低下することが明らかになっています。



### 2 SIDS発症の危険性を低くするための留意点

#### (1) あおむけ寝で育てよう

赤ちゃんを寝かせるときは、仰向け寝にしましょう。

ただし、医学上の理由から医師がうつぶせ寝を勧める場合もあるので、このようなときは医師の指導を守りましょう。

#### (2) タバコをやめよう

妊娠中はもちろんのこと、妊婦や赤ちゃんの周囲で、たばこを吸わないようにしましょう。

これは、身近な人の理解も大切ですので、日頃から協力を求めましょう。

### (3) できるだけ母乳で育てよう

母乳が赤ちゃんにとってよいことはよく知られています。母乳の出方には個人差がありますが、母乳が出る場合には、できるだけ母乳で育てるようにしましょう。

## 3 乳幼児突然死症候群（SIDS）対策強化月間の趣旨

平成11年度より11月を乳幼児突然死症候群（SIDS）対策強化月間と定め、乳幼児突然死症候群（SIDS）に対する社会的関心の喚起を図るために、重点的な普及啓発活動を実施しています。

平成16年度においても同様に、11月を対策強化月間として、関係行政機関、関係団体等において各種の普及啓発活動を行うなどにより、乳幼児突然死症候群（SIDS）の予防に関する取組の推進を図ります。

## 4 期 日

平成16年11月1日（月）から11月30日（火）

ただし、地域の実情に応じ、期間延長等の変更は差し支えないものとします。

## 5 主 唱

厚生労働省

## 6 主な取組

厚生労働省は、関係行政機関、関係団体等と連携し、①うつ伏せ寝の防止、②母乳育児の推進、③保護者等の習慣的喫煙の防止について、全国的な普及啓発活動の推進を図るために、次の取組を行います。

- ・ 平成16年度に作成した普及啓発用ポスター及び普及啓発用リーフレットを関係行政機関及び関係団体等に配布し、全国的な普及啓発活動を展開する。
- ・ 「健やか親子21」において、健やか親子21推進協議会の設置や全国大会の開催等により、乳幼児突然死症候群（SIDS）の予防に関する普及啓発活動等を着実に実施する。
- ・ 関係行政機関、関係団体等を通じて、医療機関等に対し、検案を行う際は、乳幼児突然死症候群（SIDS）と虐待又は窒息事故とを鑑別するために、的確な対応を行うこと、及び必要に応じ、保護者に対し乳幼児の解剖を受けることを勧めることを依頼する。